

補足資料：発議と投票における外国人について

1 外国人について～川崎市検討委員会報告書21頁・22頁より

- ① (川崎市の) 住民投票の投票資格者は、自治基本条例第31条「住民」と規定されており、永住資格の有無に関係なく、すべての外国人市民がこれに含まれるものであるが、投票資格者となるためには、一定期間以上日本に在留し、日本での生活の基盤が確立されていることが必要と考える。したがって、日本での在留期間が長期に渡らないものに対してまで、投票資格が付与される必要性は低いものとする。
- ② 住民投票において対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身につける必要があると考えられる。この場合、どの程度の期間を必要とするかが問題となるが、少なくとも3年以上の期間は要するものと考えられる。もっとも、永住者及び特別永住者については、日本国籍を有するものと同じように社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けていると考えられるので、日本での在留年数要件を設ける必要はないと考える。
- ③ 外国人の市内在住要件
外国人についても、日本国籍を有するものと同じく、市内在住要件を「3か月以上」とすることが妥当と考えられる。

2 永住者と特別永住者

① 永住者

「永住者」とは、日本に永住できる在留資格であって、出入国管理及び難民認定法第22条又は第22条の2に定める手続により法務大臣から永住の許可を受けた者をいう。

② 特別永住者

「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き日本に在留している者及びその子孫が、日本に永住できる法的な地位（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第2条）であり、永住者の在留資格には含まれない。

大和市では、第二次世界大戦前から日本に滞在する朝鮮半島や台湾の出身者で、いわゆるサンフランシスコ講和条約の発効により日本国籍を失った人たちやその子孫をその対象としています（大和市住民投票条例逐条解説3頁）。

3 各市の発議及び投票における外国人の取扱い

区分表示例

A：永住者（出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の資格で在留する者

B：特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者）

C：出入国管理及び難民認定法別表第1及び第2の上欄の在留資格を有して在留し引き続き3年を超えて日本に住所を有する者

| 自治体 | 取扱い | | | | 備考 |
|------|-------------------------------------|---|---|------|------|
| | 年齢 | A | B | C | |
| 高浜市 | 18 | ○ | ○ | | 条例8条 |
| 広島市 | 18 | ○ | ○ | | 4条 |
| 我孫子市 | 18 | ○ | ○ | | 3条 |
| 富士見市 | 公職選挙法第9条第2項に規定する市議会の議員及び市長の選挙権を有する者 | | | | 9条 |
| 旧岩国市 | 20 | ○ | ○ | | 3条 |
| 岸和田市 | 18 | ○ | ○ | ○ | 3条 |
| 名張市 | 18 | ○ | ○ | | 3条 |
| 逗子市 | 20 | ○ | ○ | | 3条 |
| 大和市 | 16 | ○ | ○ | ○別表2 | 3条 |
| 稚内市 | 20 | ○ | ○ | ○別表2 | 5条 |
| 川崎市 | 18 | ○ | ○ | ○ | 3条 |
| 北広島市 | 18 | ○ | ○ | ○別表2 | 3条 |